

及び宿泊経費の実態を考慮して、改正することでありまして、たとえば宿泊料は、九千円を一万二千円に、日当については宿泊を伴うときには、現行一千四百円を二千円に引き上げるといったこと。三といはしましては、施行の時期は、五十七年の四月一日からということでありまして、また二十六市の旅費この支給基準の一覽表も資料の提出があり説明がございしました。

質疑は特になく、意見といはしまして、二十六市との比較においては低い位置にあるが、民間会社等の比較においてはまた高いので、時期尚早であり反対するという意見。民間会社の場合は、その他の手当も支給されているので単純比較は必ずかしいのではないかと。二十六市との比較の上で適正であると思うので、賛成であるとの意見とに分かれ、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

次に、議案第百七号でありますけれども、提案理由の説明といはしましては、一として条例中における字句の整備がまず一でありまして、二点といはしまして、旅費の支給基準の改正であり、と申しますことは宿泊料を八千五百円を一万一千五百円に宿泊を伴う日当一千百円を一千六百円におのの改正し、これに伴う予算は五十五年

度実績で日当については五万円、宿泊費については十五万円が必要であるとのことであります。

施行につきましては、百六号同様五十七年の四月からということでありまして、これまた二十六市の支給基準一覽表の資料提出がございしました。

委員の質疑は特になく、意見といはしましては、百六号同様の理由で反対と賛成とがございまして、採決をいたしました結果賛成多数で可決となりました。

また議案第百八号につきましては、題名及び字句の整備、旅費の支給基準の改正といはしまして宿泊料現行八千五百円から一万一千五百円に、日当四千三百円を五万円に改正してということ、これまた施行の時期は五十七年四月からこの提案理由の説明がございしました。

委員の質疑といはしましては、この条例ができた時点から、現在までにこの条例により旅費を支給した実績があるかとの質問に對しましては、いままでこの条例により支給した事実はないとのこと、ございまして、意見といはしましては、前後同様の理由でおのの反対、賛成の意見に分かれましたので採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第百九号、すなわち福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、担当課長の提案理由の説明といたしまして、一点といたしましては、条例中におけるます字句の整備であり、そしてまた二といたしましては、別表の内容を次のとおり改正するということであります。

すなわちそれは、市長、助役、収入役については宿泊料九千円を一万二千円に、宿泊を伴う日当は、一千四百円を二千円に改正する。また二点といたしまして、二等級以上の職にある者については、宿泊料八千五百円を一万一千五百円に、宿泊を伴う日当は一千百円を一千六百に改正。三点といたしまして、三等級の職にある者については、宿泊料八千五百円を一万一千五百円に、宿泊を伴う日当九百円を一千三百円に改正する。また四等級、五等級の職にあるものについては、東京部外に出張の鉄道賃及び船賃を二等実費から一等実費に引き上げ、宿泊料八千円を一万一千五百円、宿泊を伴う日当を八百円から一千二百円に改正するといった説明がございました。

施行時期は、これまた昭和五十七年四月からということでありまして、改正に伴う予算は五十五年実績で宿泊費については約六十万円、日当については三十三万予算が

新たに必要であるとのことでありました。

委員の質疑といたしましては、今日の条例改正中字句の改正が共通してあるが、何を基準にして行つたのか、独自性は失われたのか。不快用語の整備はどうなつてゐるのかといったような質問に對しましては、字句の改正は常に検討されている。すなわち国語審議会や答申に基づき、整備され国基準に従ひ改正されている。独自性については、解釈を間違いない範囲で親しめる例規にするよう努力していると。不快用語についてであるが、現在国としては、おし、七首、フンボの三つを示している。

また各等級の旅費の利用状況などほかどの質問に對しましては、各等級ごこの利用実績はできていないが、四等級、五等級については、現業職員あるは比較的新しい職員であるので、余り実績はないとの答弁でありました。

意見といたしましては、やはり他の旅費条例と全く同じ理由で反対であるとする意見と、賛成であるという意見がござれ、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

以上百六号、百七号、百八号、百九号一括にて審査概要を御報告させていただきますが、よろしく御審議を賜りまして当委員会報告書とあり、御決定くだ

さいますようお願いを申し上げまして審査報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君）以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番松山 清君。

（十二番 松山 清君 登壇）

○十二番（松山 清君）議案第百六号、百七号、百八号、百九号について一括して反対討論をいたします。

以上四件の議案は、いずれも日当及び宿泊料の改定を行うものでありますが、私は宿泊料の三三％にのぼる大幅引き上げは全く必要なしと考えるものであります。また、現行の宿泊費でも十分実施できる範囲のものであると考えます。

今回、宿泊料を改定すれば五十七年度で合計百四十四万円の財源が必要になり

ます。このような支出を抑えることこそ、いま最も望まれているのではないかと考えます。

私は引き続き現行で実施すべきであることを申し述べ、簡単ではありますが反対討論をいたします。

○議長（末次性男君）次に賛成者村尾栄次君。

（六番 村尾 栄次君 登壇）

○六番（村尾 栄次君）議案第百六号、百七号、百八号、百九号について一括して賛成のための討論を行わせていただきます。

今回の各条例改正の目的であります日当及び宿泊料の改定については、過去昭和五十二年五月十四日に改正したのみで、以来四年間行われておりません。他市の状況に比べても、今改正の額とほとんど同様額の費用弁償が行われております。今回の条例改正は、むしろ少し遅過ぎた感がないでもありません。内外諸般の情勢にかんがみまして、今回の引き上げ措置については、妥当であると考え、賛成の討論をいたします。

○議長（末次性男君）以上で討論を終ります。

これより本四案について起立により採決いたします。

議案第百六号から議案第百九号までの四案については、それぞれ委員会報告

ごおりに可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第百六号から議案第百九号までの四案については、それぞれ委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) この際日程第七から日程第十までの四案を一括して上程いたします。

日程第七議案第百十号 福生市民会館条例の一部を改正する条例

日程第八議案第百十一号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例

日程第九議案第百十二号 福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改

正する条例

日程第十議案第百十三号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例

以上四案を一括して議題といたします。

本四案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第百十号、百十一号、百十二号、百十三号の四案を一括して審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にご覧います四案の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、百十号福生市民会館条例の一部を改正する条例でありますが、提案理由の説明といたしまして、まず字句の整備、そして使用料の改正であります。すなわち市民会館の五十二年度開館以来四年を経過し、その間経費も大幅に増加したので改正しようとするものであります。なお、おのの使用料に対する算出根拠は、市民会館にかかる経費から人件費、備品費、修繕費、事業費、食堂の光熱費を除く通常経費を開館日数で除し、一日の開館経費を各室の面積別に応じて使用料を算出し、改正しようとするものであります。また、特別の器材を装備した施設には、必要な割合を加算して使用料を算出するものであります。

なお、今回の改正により引き上げ率は三・三％から三二・九％で、年間の使用料については約五百万円の増収が期待できるとのことであります。他市との会館について

は、大ホールを例に取りますと、一千席以上の規模で八王子の市民会館が十四万九千円、立川市民会館が二十一万四千円。現在建設中の昭島市については十九万四千円前後が予定されている。また使用時間の延長については、現行一時間を認めているが、使用の実態としては、全日使用の場合は延長時間が一時間を超える場合もあるので、これらに対する使用の許可に使用料金を定めようとするものである。

なお、適用時期については、使用申し込みの受付が六カ月前と規定してあるので、五十七年七月一日以降の使用料から適用するとの説明でございました。

これに対する質疑は特になく、意見としては今回の使用料の改正はきわめて事務的な算出に基づく使用料の改正であり、社会教育活動等含めて使用する市民にしてみれば非常に高いと、政策的な配慮の上に立つた市民に利用される安い料金が望まれるので、今回の一部改正には反対であるとの意見と、実際に他市の市民会館等を利用する場合非常に高く、いままでの使用料金が安いので、今回の改正は適正料金への改正であるので賛成すべきだとの意見に分かれ、採決の結果、多数決により改正すべきものと決定をいたしました。

議案第百十一号であります。この提案理由の説明をいたしました。まず条例中

における字句の整備と、これまた使用料の改正であります。

どういふことかと申しますと、現行の使用料金については、すべて一室三百円であるが、使用施設の規模が著しく異なるために、一室の面積が百平方メートル未満と百平方メートル以上に区分し、使用料金をおの三百円と五百円に改めようとするものである。また改正の時期は、五十七年四月以降の使用から適用との説明でした。

これに對しまして、百平方メートルを越える施設は何か所か、またその内訳はどうか等の質問がなされました。

意見といたしましては、いままで使用してきて特に問題もなく施設の大きさによって差をつける必要はないのではないかという反対の意見。市内にある他の集会施設とのバランスもあり、適正な改正と思うとの賛成説と二つに分かれまして多数決により可決すべきものと決定をいたしました。ような次第であります。

次に議案第百十二号福生市市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、理事者側の提案理由の説明をいたしました。まず一といたしまして条例中における字句の整備でありまして、二といたしましては、題名の変更、すなわち水泳場をプールと呼称がえすることにより、市民により一層親しまれる呼称とする。

また、三といまして別表における更衣ロッカー使用料の新設、すなわち現在建設中の市営プール管理等にロッカー一千個を設置し、使用料金については五十円を新設したいとのことでありました。

これに対する質疑といしましては、現行と比較してロッカー設置により、アルバイトは何人減少できるのか。また使用料金五十円の積算の基礎を示せ。衛生面からの配慮はどうなっているのか。他市の状況はどうなのか等の質問がなされました。

これに対しまして、ロッカーが設置されると、アルバイトを四人程度減員されると。そのほか自動券売機の設置により二名、計六名程度減員できる。使用料すべてについては、ロッカーの耐用年数十年として使用計画に合わせて算出したと。また衛生問題については、今後とも特に十分配慮していきたいと。また、他市のロッカーの使用料についてでありますけれども、昭島市を除くは有料であり、使用料金はばらばらである。昭島市の場合は、かぎは使用できないので老朽化が著しいため無料としているとのことでありました。

意見といしましては、五十円といえども大金であり、特に有料にする必要はないとする反対意見と応能応益の原則からすればきわめて適正な料金であるとの賛員

成意見とに分かれ、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしましたような次第であります。

次に議案第百十三号につきましての御報告でございますが、今回の改正は用語の整備をすることにも、いままで福生市民以外には解放してはなかつたものを他の近隣市町と同様、市民以外にも解放しようとするともに、個人使用料を子供二十円から五十円に、大人四十円から百円に。また入場料の額を徴収する興行については、五倍の料金を徴収しようとするものであるとの説明がございました。

委員よりこの改正によつて、どのくらいの増収が見込まれるのか。社会体育団体の使用状況はどうなのか。あるいは近隣の使用料の状況について聞きたい。

これらの質疑があり、理事者側より、改正による増収は個人使用で約八十九万円、入場料を徴収するプロレス等であるが、これはまた実績がないけれども、過去の例からいくと九時間ぐらいつたとして大体二十七万円と、そのくらいであると思います。社会体育団体の使用件数は五十五年度実績から見ても、二千四百件ぐらいの件数のうち大体一千四百六十一件となっている。他市の使用料は立川市や青梅市では大人が二百円、子供が百円、羽村町、八王子市が大人百円、子供五十円となっている。

このような説明があり、委員から個人使用料を倍以上上げることは反対だという意見。またこの程度の改正は、前案同様妥当であるとの意見がありましたので、本案について起立によって採決いたしましたところ賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。本案に対します審査報告書といたします。

以上一括議題となりました議案第百十号から議案第百十三号までの四議案に対する審査報告にかえさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番松山 清君。

(十二番松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第百十号、百十一号、百十二号、百十三号について一括して反対討論をいたします。

当議案はいずれも使用料の改定を行うものでありますが、私はこのような社会教育に関連する施設の使用料引き上げに対して、反対するものです。

今回の引き上げの中には、体育館の使用料のフロスなどに適用される別表第二項などの改正など、賛成できるものも一部含まれておりますが、全体として個人使用者に大きな負担をかける内容のものであります。特に、プールにおきましては、子供の楽しみまで負担を強いるロッカー使用料などは絶対にやめられるべきだと考えます。

以上まことに簡単であります。私の反対討論といたします。

○議長(末次性男君) 次に賛成者六番村尾栄次君。

(六番村尾栄次君 登壇)

○六番(村尾栄次君) 議案第百十号、百十一号、百十二号、百十三号について一括して賛成討論をさせていただきます。

今日の議題となりました使用料の改正は、市民会館においては、昭和五十二年、地

域会館においては昭和五十一年、市営プールにおいては昭和五十二年、体育館については昭和四十八年以来改定を行っておりません。

わが市においても、多くの公共施設が整備されて、市民活動の場として親しまれ、利用されている現状ではありますが、それらの維持管理費が市財政に対して負担を増大させている現状であります。

もちろん市民に対してのサービスという面から見ても、使用料金の改定は最小限に抑えるべきであると考えられますが、公共料金の一連の値上がり等の要因に対して、受益者に充分に負担していただくことは、やむを得ない処置であります。他市等の状況から比較して、今回の条例改正は適正であると考え、賛成の討論いたします。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終ります。

これより本四案について、起立による採決いたします。

議案第百十号から議案第百十三号までの四案については、それぞれ委員会報告告知どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第百十号から議案第

百十三号までの四案については、それぞれ委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一議案第百十四号福生市福祉事務所設置条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長指田保雄君登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名でございますので、議案第百十四号福生市福祉事務所設置条例について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます、補足して審査の必要を申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照。

理事者より説明を受けた後、質疑を行いました。委員より、改正条例は、旧条例の一条を一条、二条と分けているが、理由は何か。また、規則も改正するのか、改正するとすればどのように変わるのか等々の質疑に対し、次のような答弁がありました。

旧条例では、一条で名称及び位置を定めておりましたが、今回分けた理由は、同じ形の条例として水道事務所設置条例があり、条例の全体的なバランスを取るということ、同じ形にした方がよいのではないかということであり、また規則については、一際変更がありません、このことでありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願いいたします。て審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十四号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。

よって議案第百十四号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） これより十一時まで休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

午前十一時二分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二議案第百十五号 福生市道路占用料徴収条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） ただいま御指名でございますので、審査報告をい

たします。

議案第百十五号福生市道路占用料徴収条例について御報告を申し上げます。
本議案に対する当委員会の審査結果はお手元に御配付の審査報告書のと
おりであります。審査報告書の朗読は、省略させていただきます。審査内容についてその
大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たっては、冒頭理事者の説明を受け、質疑に入りました。

質疑及び答弁の主なものを申し上げます。

委員より第一条に昭和二十七年に法律ができたので、この条例をつくらなければい
けないとなっておりますが、二十六市中二十五市までが実施されたと聞いておりますが、一番
最近この条例がつけられた市の名と何年につくられたのか。また何年ごろからこの条例が
つけられ始めてきたのかについて伺いたい。占用物件にかかることですが、特に看板等の占
用の問題があります。先ほど部長から三百万円程度の収入が試算されると説明さ
れたが、このうち特に電柱等の添架広告についての程度の収入を見込んでゐるのか。対
象物件はどのくらいか。特に電柱、それから消火栓等どのくらい想定をしているのか伺い

たいと思います。

理事者より、物件の看板等の問題について先に答弁します。

この徴収できると予想している数量を全体的なものを説明申し上げます。

まず、電柱ですが、これが現在私どもで届け出を受けているのが九百四十七本、有線
放送の各戸の線が二千七百九十五メートル、ガス管及び電気地中線は口径で〇二
メートル未満がガス管が二万三千七百六十一メートル、電気地中線が六百二メートル、〇二
から〇四メートル未満がガス管が二千七百七十一メートル、電気地中線が五百九十四メートル
〇四メートル以上がガス管はありません。電気地中線が二百八十一メートル。看板ですが添
架広告が二百三枚あります。巻付広告が二百七十二枚でございます。消火栓の標識広
告は三十七本、バス停停留所標識十三本、次の板囲い足場等でございますが、五十
五年の実績でございますが、百八十七メートルでございます。これは五十五年度の実績でござい
ます。約三ヶ月くらいから四ヶ月くらいごろでございます。これは五十五年度の実績でござい
ます。

大体をいまして申し上げました数字が現在まで私どもで掌握している数字でございます。
一番最近のものは、五十一年に日野市と秋川市が条例を制定しております。